

# 第2次小城市障がい者計画(案)

---

(平成29年度～37年度)

平成29年3月

小 城 市

### 「障害」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「わざわざ」「さまたげ」などの意味があり、否定的で悪いイメージにつながり違和感があるとして、公文書を含めひらがなの「障がい」という表記を使う場合もみられるようになってきました。

障がいのある人の思いを大切にするとともに、否定的で悪いイメージを和らげるため、この計画においては、人や人の状態を表す場合等には「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例等に基づく制度や事業等の名称、組織及び関係施設等の名称などについては、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

## 【目次】

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景	5
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	7

### 第2章 小都市の現状

1 人口・世帯の状況	9
2 障がい者数の推移	10

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	15
2 基本目標	15
3 施策の体系	16

### 第4章 分野別施策

自立～自分らしく充実した生活を送るために～

1 地域生活・日常生活の支援	19
2 療育・教育の支援	22
3 雇用・就労の支援	24

安心～住み慣れた地域で安心して生活するために～

4 すまい・生活環境の整備	26
5 防災・防犯対策の充実	28
6 保健・医療・リハビリテーションの充実	30

共生～お互いに支え合いながらともに生きるために～

7 差別の解消と権利擁護	31
8 地域の理解と協力の推進	33
9 地域参加・生きがいづくり	35

### 第5章 計画の推進体制

1 関係機関・団体との連携	37
2 広域的連携	37
3 庁内関連機関相互の連携	37



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景

本市では、平成 18 年度に平成 28 年度までを計画する「第 1 次小城市障がい者計画」を策定し、平成 18 年度から開始された新たな障がい者福祉サービスである自立支援給付への対応を行うとともに、障がいの有無にかかわらず「お互いに理解し 支え合い ともに生きる」を基本理念とした様々な施策を推進してきました。

今回、平成 29 年度から平成 37 年度までの 9 年間の計画期間とした「第 2 次小城市障がい者計画」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を推進していきます。

「第 1 次小城市障がい者計画」策定以降、障がい者を取り巻く社会情勢は急スピードで目まぐるしく変化しています。主なものとして、「障害者自立支援法」が平成 26 年 4 月までに「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）へと移行し、障がい者の範囲に難病患者等も含まれるようになり、障がい等の重さで決定していた「障害程度区分」に代わり、生活のしづらさに着目した「障害支援区分」が創設されました。また児童福祉法もこれに合わせて改正されました。

「障害者雇用促進法」では、これまでも法定雇用率の見直しなどが行われてきましたが、法定雇用率の算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれ、平成 28 年 4 月より施行されました。

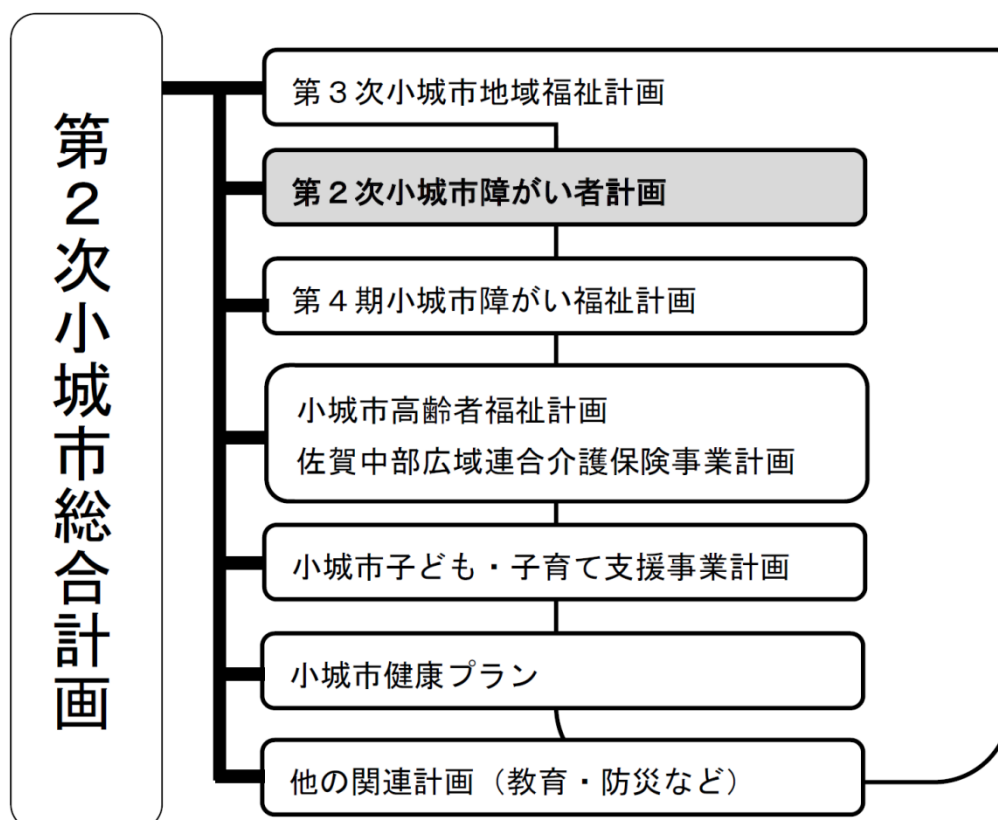
さらに、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的配慮の規定を具体化するため、平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、国、地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みについての職員対応要領を定めることなどが規定され、移行期間を経て平成 28 年 4 月より施行されています。

このような国の動きも把握しつつ、障がい者を取り巻く環境の変化も含め、「第 2 次小城市障がい者計画」の策定を行いました。

## 2 計画の位置づけ

「第2次小城市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画として策定します。この計画は今後の小城市における障がい者施策全般に関する基本的計画として位置づけられるものです。

また、この計画は国の「障害者基本計画」及び佐賀県の「第3次佐賀県障害者プラン」を踏まえ、「第2次小城市総合計画」を上位計画として、「小城市障がい福祉計画」、「第3次小城市地域福祉計画」等の関連計画と整合性を持たせながら、小城市における障がい者施策に関する基本指針と施策の方向性を示します。



### 3 計画の期間

この計画の期間は、全体を平成 29 年度から平成 37 年度の 9 年間とし、今回策定する「前期計画」の期間を、「第 2 次小城市総合計画」と合わせ、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

ただし、今後国の動向に伴い計画の基本となる法律や制度等について大幅な変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行うものとします。

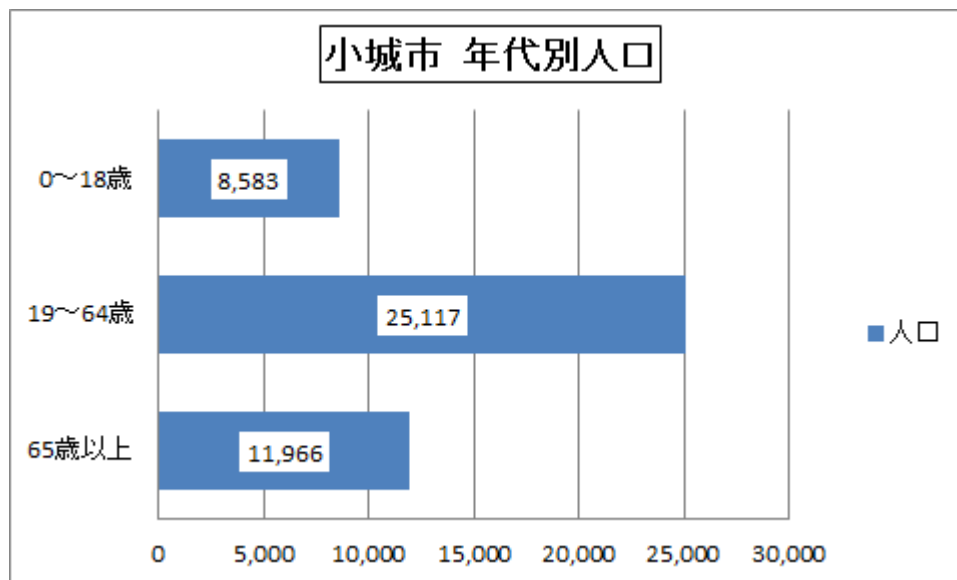
計 画 名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
小城市総合計画	第 1 次					第 2 次（前期 H29～H33、後期 H34～H37）								
<b>小城市障がい者 計画</b>	第 1 次					<b>第 2 次（前期 H29～H33、後期 H34～H37）</b>								
小城市障がい福祉計画	第 3 期		第 4 期			第 5 期			第 6 期		第 7 期			



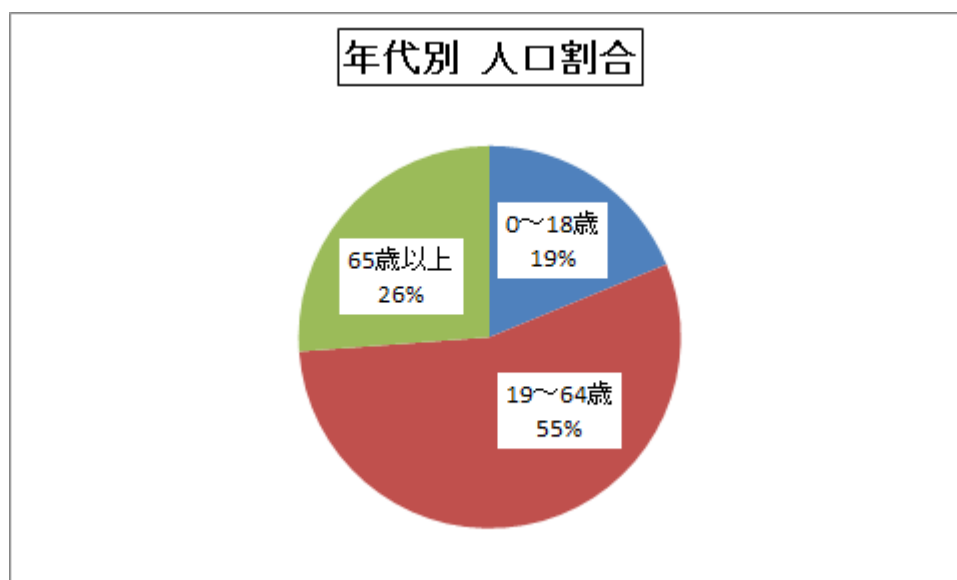
## 第2章 小城市の現状

## 1 人口・世帯の状況

小城市の総人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在、45,666 人です。年齢別にみると、0 歳から 18 歳が 8,583 人（19%）、19 歳～64 歳が 25,117 人（55%）、65 歳以上が 11,966 人（26%）となっています。



資料：市民課（平成 28 年 10 月 1 日現在）

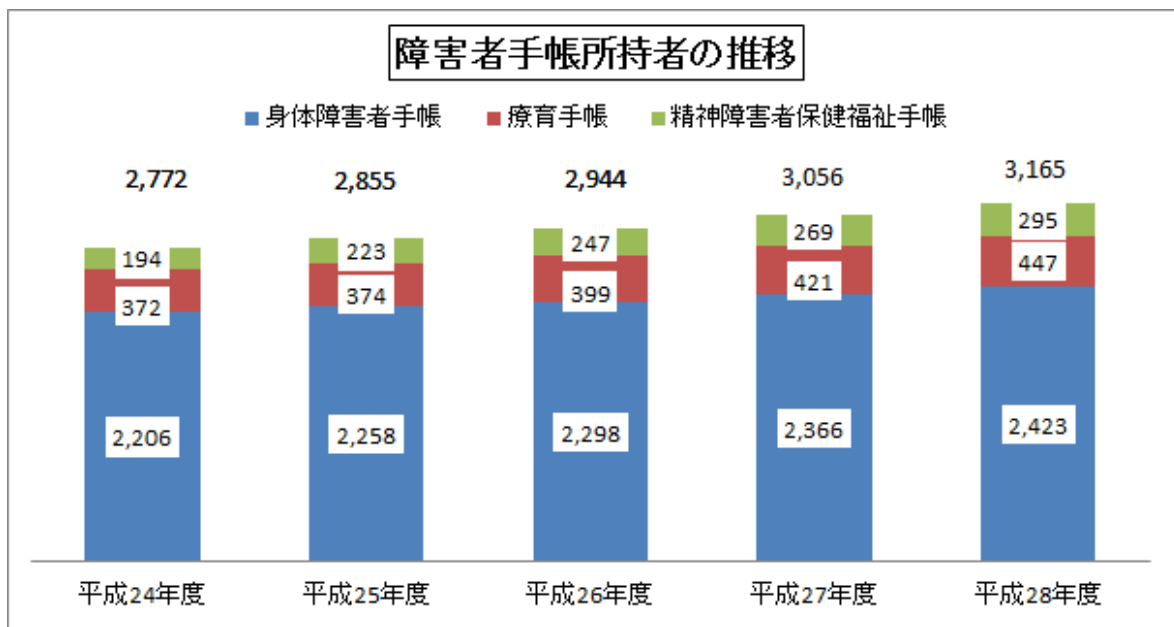


資料：市民課（平成 28 年 10 月 1 日現在）

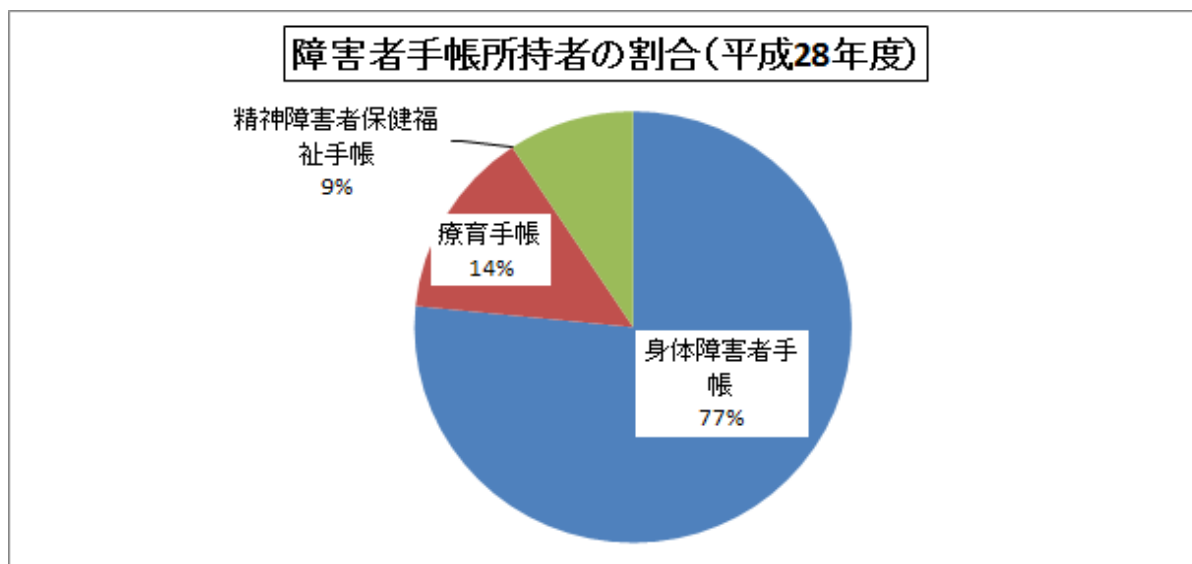
## 2 障がい者数の推移

### (1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳の推移をみると、全ての手帳が増加傾向にあります。障害種別にみると、全体の7割以上を身体障害者手帳が占めています。



資料：高齢障がい支援課(各年度 10月1日現在)

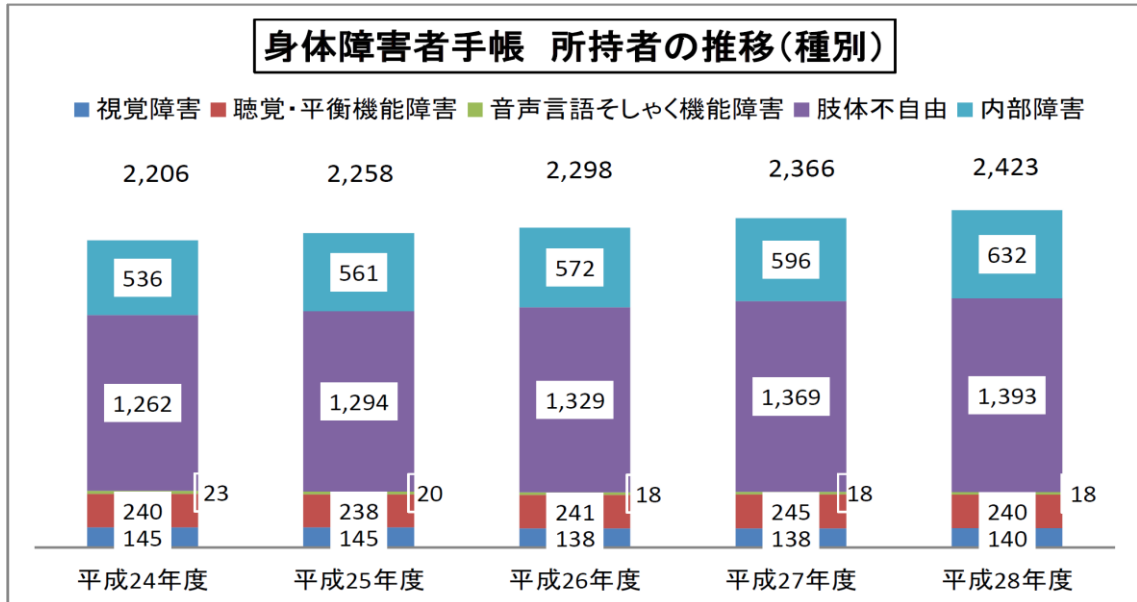


資料：高齢障がい支援課(平成28年10月1日現在)

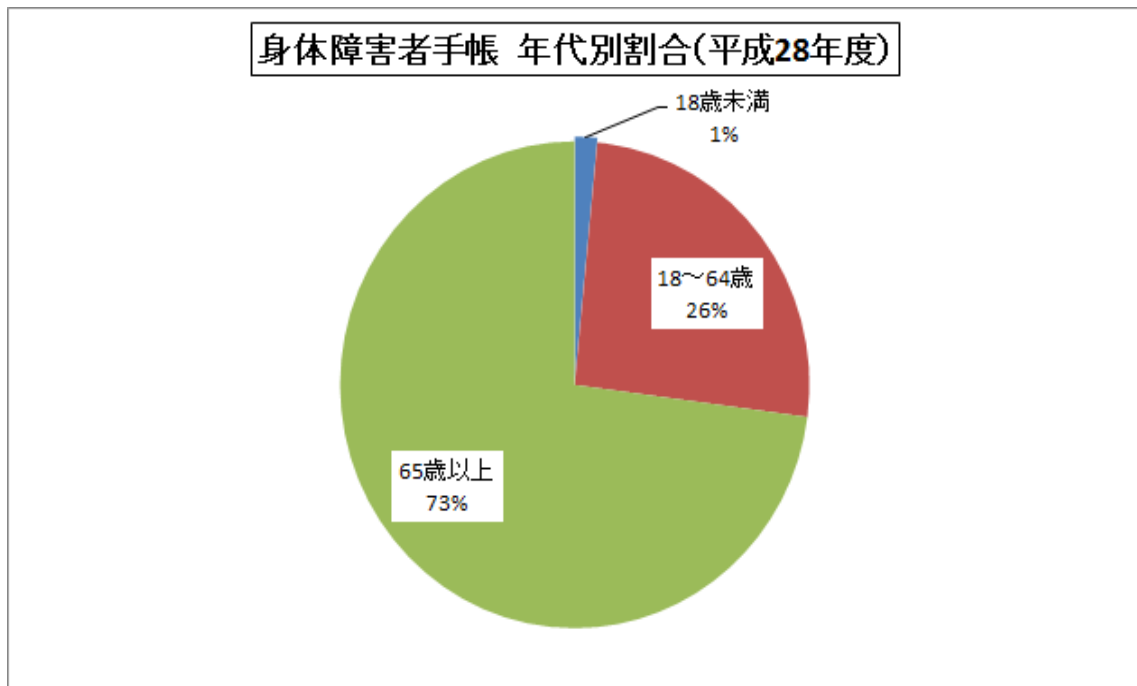
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者種別所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。障害種別にみると、肢体不自由の割合が最も多く、次いで内部障がい割合が多くなっています。

平成28年度の所持者数を年代別にみると、65歳以上が73%を占めています。



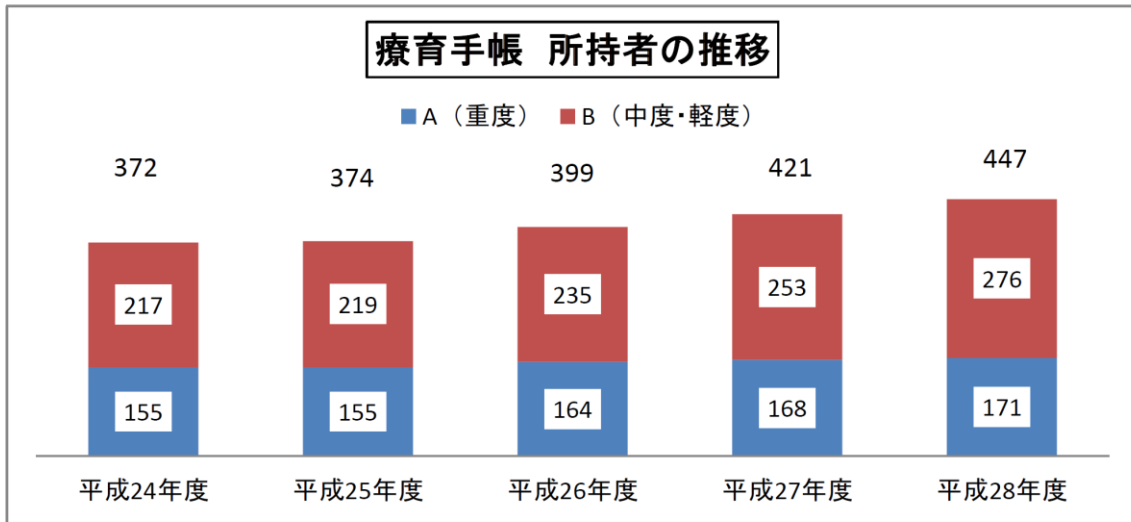
資料：高齢障がい支援課（各年度10月1日現在）



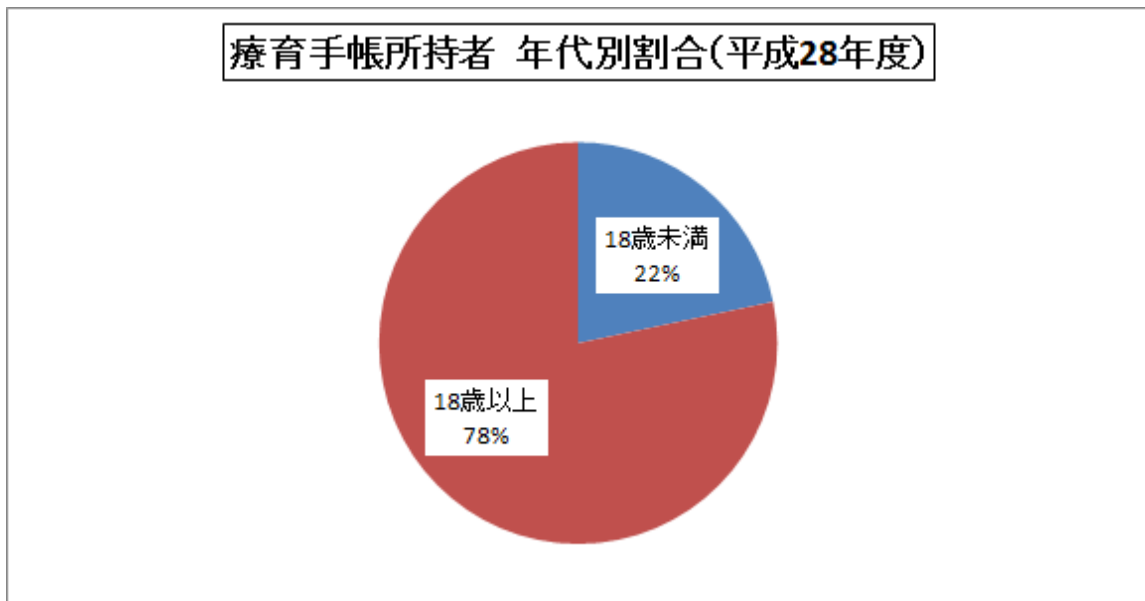
資料：高齢障がい支援課（平成28年10月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、等級に関わらず、増加傾向にあります。平成28年度の所持者数を年代別にみると、18歳以上が78%を占めています。



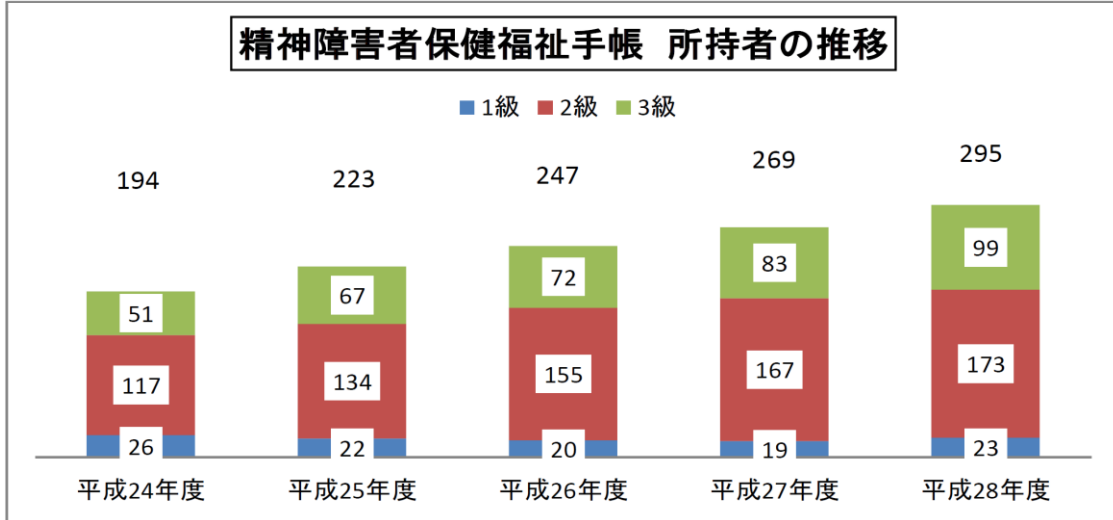
資料：高齢障がい支援課（各年度10月1日現在）



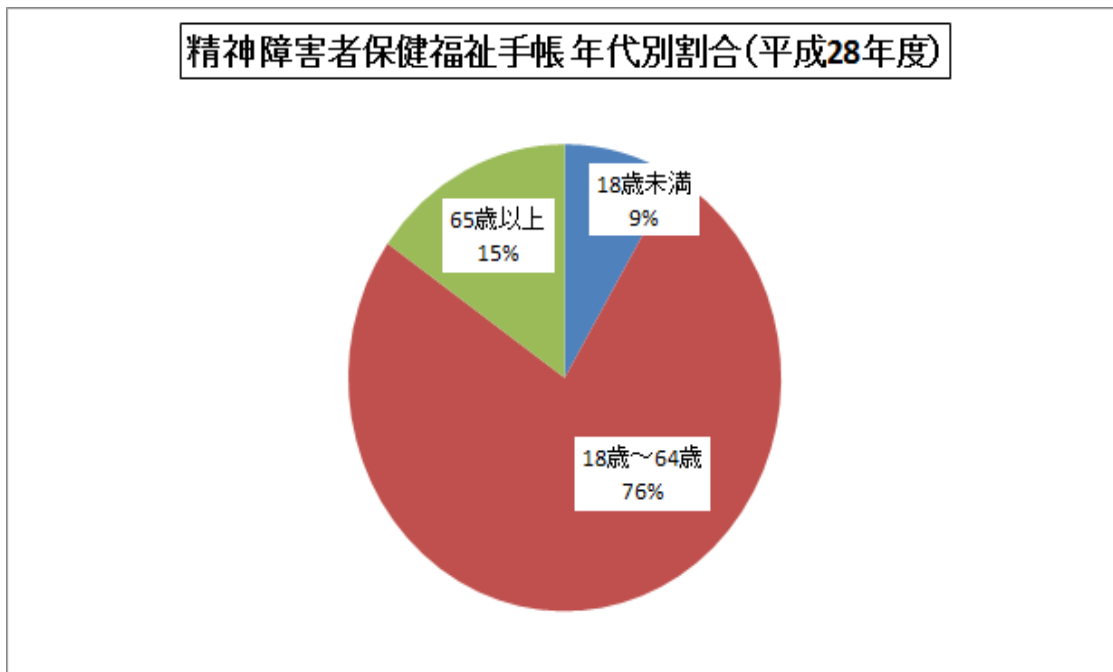
資料：高齢障がい支援課（平成28年10月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者所持者数の推移をみると、2級と3級が増加傾向にあります。平成28年度の所持者数を年代別にみると、18歳から64歳以上が76%を占めています。



資料：高齢障がい支援課（各年度10月1日現在）



資料：高齢障がい支援課（平成28年10月1日現在）

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

「第2次小城市総合計画」では、市の将来像を「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市」とし、その実現に向け、市民と行政が連携・協働してまちづくりに取り組んでいくこととしています。

本計画は「第2次小城市総合計画」の政策のひとつである「みんなできさえあうやさしいまち」の中に「障がい者福祉の充実」として位置づけられています。

障がいのある人もない人も身近な地域で安心してその人らしい生活を営むことができるように、障がい者施策を推進していきます。

小城市における今後の障がい者施策の方向性と、総合計画で掲げている将来像の実現に向け、本計画の基本理念を以下のように設定します。

**みんなで支え合い 共に暮らせるやさしいまち 小城市**

## 2 基本目標

「第2次小城市障がい者計画」では、次の3つの基本目標に基づいて、障がい者施策を推進します。

### 1 自立 ～自分らしく充実した生活を送るために～

障がいがあっても、自らの選択により意思決定ができ、社会参画が促進されるよう施策の充実を図り、切れ目のない支援の充実に取り組みます。

### 2 安心 ～住み慣れた地域で安心して生活するために～

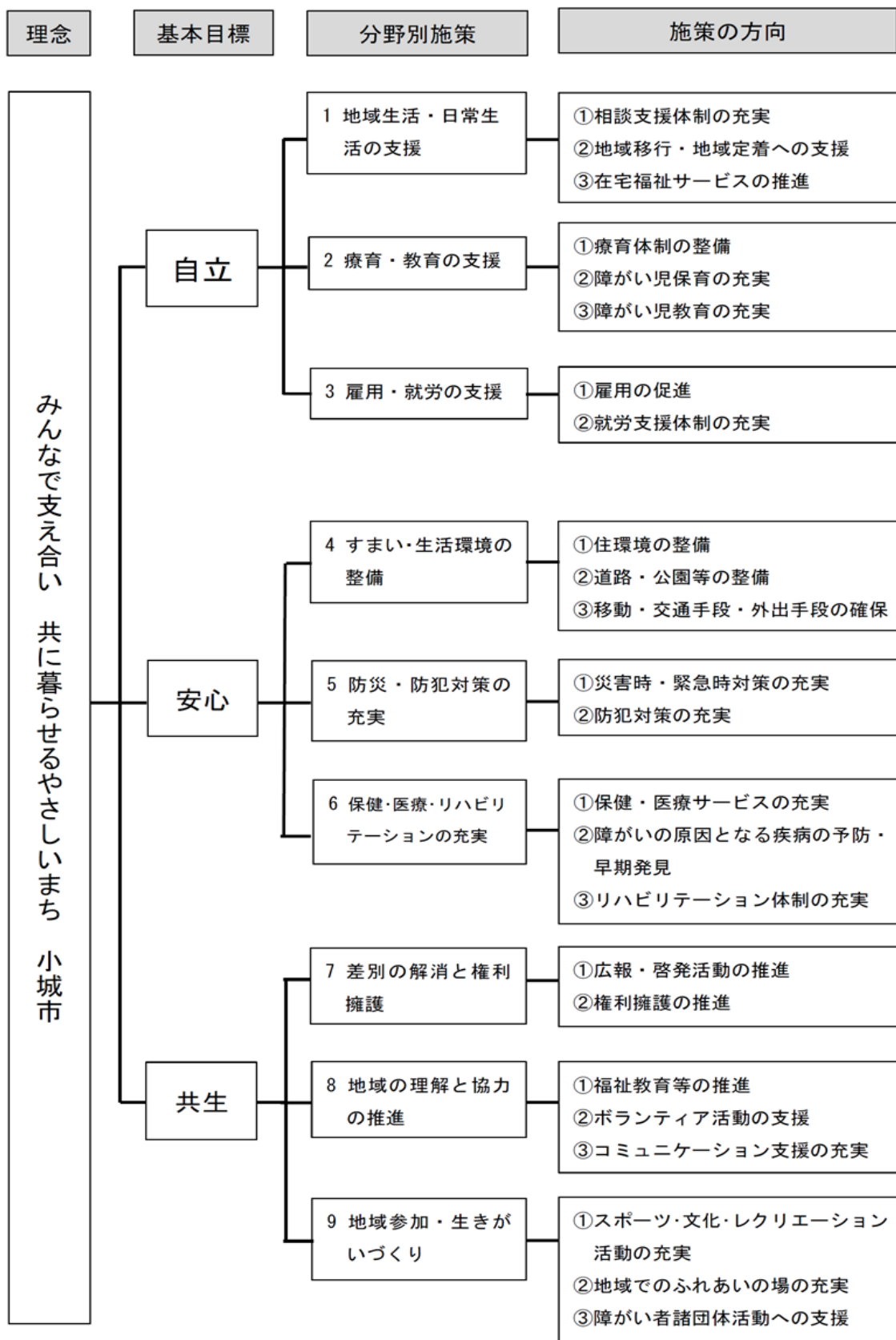
すべての人が安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を持って生活環境の整備や防災体制の充実に取り組みます。

### 3 共生 ～お互いに支え合いながらともに生きるために～

障がいのある人もない人も互いに理解し合い、手を取り合って生活できるよう、理解を深め、交流できる施策を進めます。



### 3 施策の体系



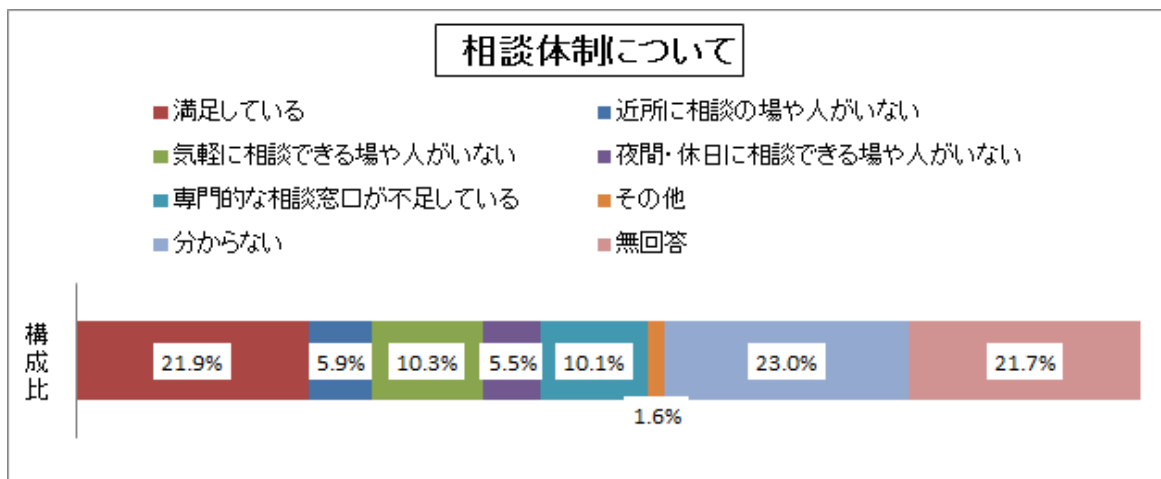


## 第 4 章 分野別施策

# 1 地域生活・日常生活の支援

## 【現状と課題】

各種障害者手帳の所持者が増加傾向にあります。平成 28 年 10 月に実施した「小城市障がい者計画アンケート調査（以下、アンケート）」によると、相談体制について満足している人（21.9%）に対し、気軽に相談できる場や人がいない（10.3%）、専門的な相談窓口が不足している（10.1%）、近所に相談の場や人がいない（5.9%）となっています。

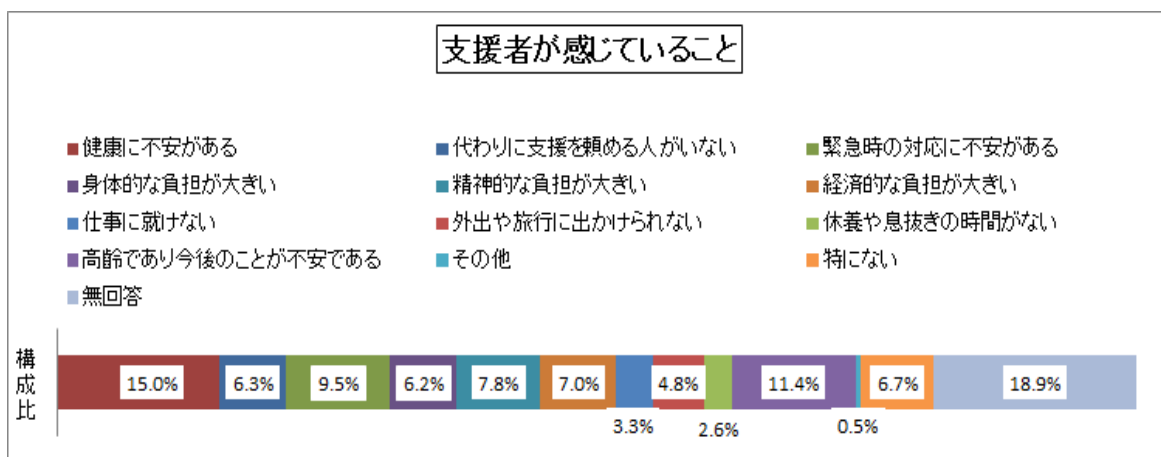


資料：小城市障がい者計画アンケート（平成 28 年）

「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ移行したことで、サービス体系が大きく見直され、複雑化しています。障がいのある人一人ひとりが、各サービスをいかに適切に組み合わせ、活用していくかという点でも、家族に対する身近な相談窓口だけでなく、福祉・保健・医療・その他全般にわたるサービスのコーディネーターや、専門的な機関への紹介等の機能を備えた総合的な相談体制の整備が必要となっています。

アンケートの結果からは、家族等の支援者たちが健康面の不安（15.0%）や緊急時の対応に不安（9.5%）を感じていることなどの割合が多くなっています。

また、高齢であり今後のことが不安（親亡き後）と感じている人が 11.4%となっています。



資料：小城市障がい者計画アンケート（平成 28 年）

今後も障がいのある人やその家族に対して、サービス内容の周知を図るとともに、利用できるサービスの種類や内容について、相談しやすい窓口を設置することが求められています。

地域の中で、障がいのある人がどこにいて、どんな生活をし、どのようなサービスを必要としているのかを把握するために、障がい者団体をはじめ、各事業所、民生委員・児童委員、ボランティアなどとの連携を強化していきます。

障がいのある人や家族等が、地域の中で安心して生活できるようにするためには、さまざまな生活の場面において身近に相談できる窓口が必要であると考えられます。

## 【施策の方向】

### ①相談支援体制の充実

障がいの特性を踏まえながら、ケアマネジメントを行い、サービスのコーディネート機能を備えた総合的な相談体制の確立を図るため、小城多久障害者相談支援センターを強化していきます。

また、障がいのある人やその保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。さらに、来所による相談だけではなく、地域に出て必要とされる支援に取り組むアウトリーチに力を入れます。

障がいのある人の自立生活を実現するために、福祉サービス事業者、教育・就労・医療機関やボランティア団体、さらに権利擁護機関などとの連携について<sup>1</sup>地域自立支援協議会（小城多久総合支援協議会）を活用し、ネットワークの拡充を進めます。

1 地域自立支援協議会…障がい福祉に係るさまざまな地域の課題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、課題解決に向け協議を行うため、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。（小城市では多久市と共同で「小城多久総合支援協議会」の名称で設置）

### ②地域移行・地域定着への支援

地域での生活を望む障がいのある人の地域生活への移行が円滑に進み、その生活が定着するよう、必要となる障がい福祉サービスを提供できる事業所やグループホームの確保や相談支援体制の整備について一体的に進めます。

また、精神科病院に入院している精神障がい者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な人の退院及び地域移行について、精神科スタッフをはじめとする地域関係者の支援方法等のスキルアップを図り、一層の推進に取り組みます。

### ③在宅福祉サービスの推進

障がいのある人が生活していくためには、多様なニーズに対応するサービスを、身近な地域で受けられることが重要です。在宅でのサービスを中心として地域で暮らす障がいのある人や難病を抱える人たちへの福祉サービスの充実を図ってきました。今後もサービス等利用計画を作成する相談支援事業所との連携を促進します。

障がい者の日中活動の場としては、<sup>2</sup>生活介護、<sup>3</sup>自立訓練、<sup>4</sup>就労継続支援、<sup>5</sup>地域活動支援センター、<sup>6</sup>日中一時支援などがあります。日中を仲間と過ごすための場、また、生きがいのある生活を送るための場として、障がいの状況や年齢に応じて、地域での日々の生活が送れるよう、さまざまな日中活動の場の確保に努めます。

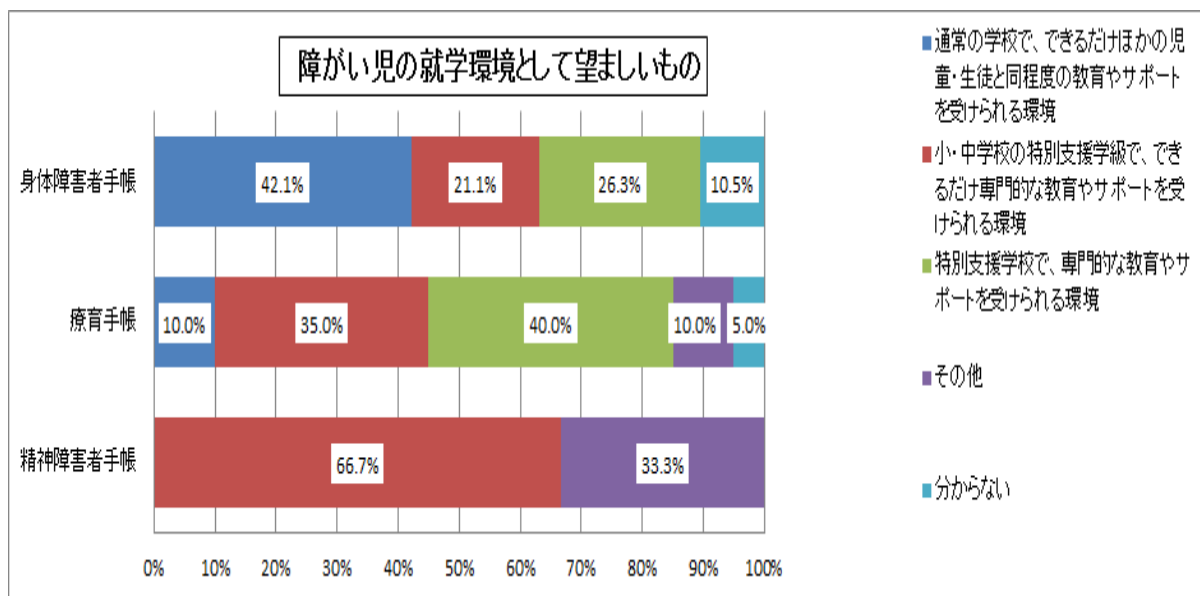
また、地域社会の中で日常生活を自立的に営むことができるよう、<sup>7</sup>グループホームなどの居住支援サービスの充実や公営住宅の活用などを推進します。

- 2 生活介護…介護が必要な障がい者に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの。
- 3 自立訓練…日常生活又は社会生活の自立のために、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの。
- 4 就労継続支援…一般企業などでの就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行うもの。(A型＝雇成型、B型＝非雇成型)
- 5 地域活動支援センター…在宅の障がい者が通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や経済的自立などの便宜の供与を図るセンターのこと。
- 6 日中一時支援…障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供するもの。
- 7 グループホーム…地域にある住宅において、障がい者が共同生活を営み、世話人と共に日常生活援助と自立を目指すもの。

## 2 療育・教育の支援

### 【現状と課題】

アンケートによると、身体障がいのある児童・生徒の42.1%は、通常の学級でほかの児童・生徒と同程度のサポートを望んでいることが分かります。一方、知的障がいと精神障がいのある児童・生徒の多くは、特別支援学校や特別支援学級など、できるだけ専門的なサポートを受けられる環境が望ましいと考えています。



資料：小城市障がい者計画アンケート（平成28年）

### 【施策の方向】

#### ①療育体制の整備

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、きめ細かな教育的支援を行う支援体制の整備を推進します。

通常の学級に在籍する学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラムなどの発達障がいにより、特別な教育的支援が必要な子どもに対しても、適切な指導や支援が行えるよう学校や障がい児支援事業所等と連携し、体制の整備を図ります。

保健・療育・教育の各分野間の連携による早期療育・教育支援体制の充実を図るため、情報交換・協力体制づくりに努めます。また、関係機関の連携のもと、学校卒業まで一貫した教育的支援を行っていくとともに、特別支援教育コーディネーターによる関係機関との連絡調整・協力体制の充実を図ります。

また、親や家族の急な用事により児童の世話ができなくなった場合に、日中一時支援事業等の活用により、障がいのある子どもを一時的に預けることができる場の確保を図ります。

## ②障がい児保育の充実

障がいのある子どもの円滑な保育所入所に努め、障がい児保育の充実を図ります。また、幼稚園・小・中学校については、障がいのある子どもを受け入れるための施設設備の改善に努め、住み慣れた地域で教育を受けることができる環境の整備に努めます。

## ③障がい児教育の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの発達に即した学級の編成や柔軟な支援を行うことで、自活して社会参加できる能力を育みます。

また、教職員の専門知識・理解の向上を図り、子どもへの理解を深め、一人ひとりのニーズに応じた支援に努めます。

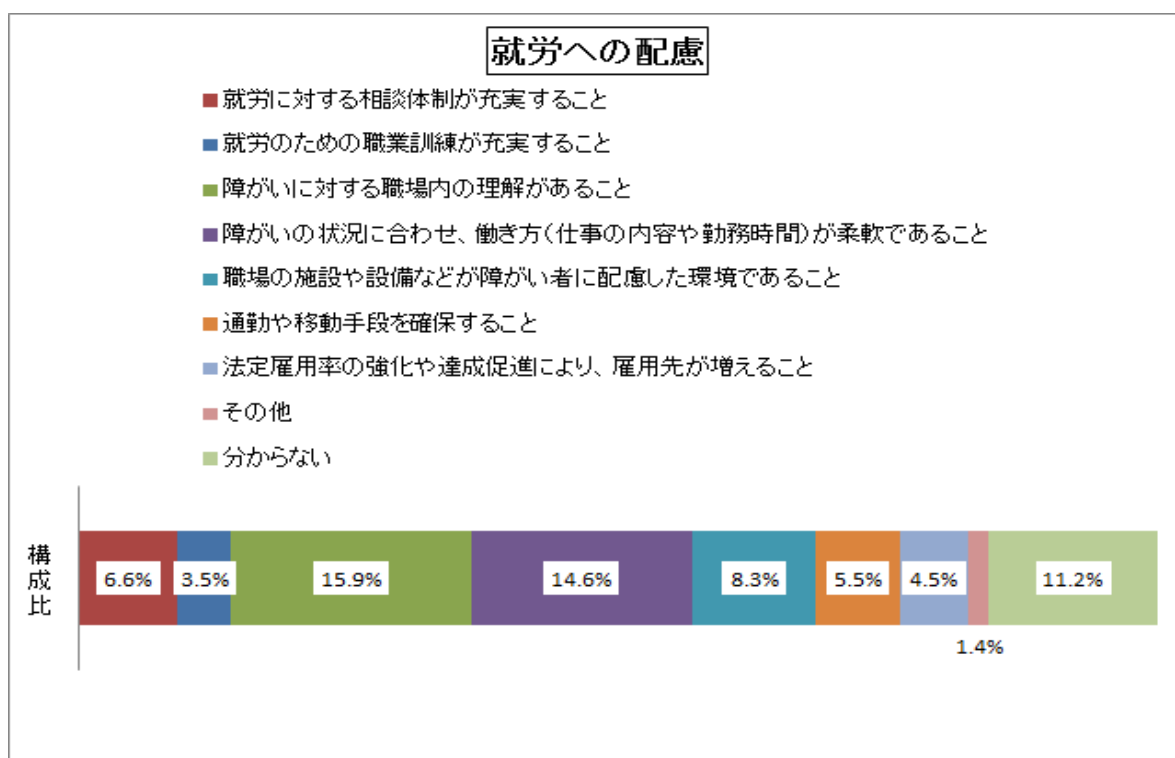
就労などに関する施設・機関や、高等教育機関などとの連携を強化し、本人の意向、能力や障がいの状況等を踏まえ、一人ひとりに応じた適切な進路が選択できるよう、進路指導の充実を図ります。



### 3 雇用・就労の支援

#### 【現状と課題】

アンケートによると、障がいのある人たちへの就労に対する配慮として、障がいに対する職場内の理解があること（15.9%）の割合が最も多く、次いで障がいの状況に合わせ、働き方が柔軟であること（14.6%）となっています。障がいへの理解がある職場で、自分の障がいの状況に合わせて就労できる環境の整備が必要です。



資料：小城市障がい者計画アンケート（平成 28 年）

障がいのある人が、就労の機会や活動の場を得ることは、自立の手段として、また生きがいのある暮らしの充実につながるものとして大変重要です。しかしながら、障がいのある人で就労している人が少ないのが現状です。特に職種が限られ、身近な地域に働く場が十分ないことから、地域における就労の場の確保や、企業の理解の促進が必要と考えられます。

就労していない人の中には今後の就労を希望する人もいることから、今後、総合的な就労支援の取り組みが強く求められることとなります。また、障がいのある人が働くために必要なこととしては、障がいのある人を対象とした雇用の場をつくる、障がいのある人に対する職場の理解を深めることなどが求められます。就労しても、対人関係等が原因で辞める人が多いとの意見もあり、実際には、障がいのある人の就労が非常に困難な状況にあることがうかがえます。このため、職場における仲間づくりや相談体制の整備等、就労後のサポート体制の充実が求められています。

課題としては、<sup>8</sup>就労移行支援・就労継続支援サービスの利用にあたり工賃が少ないなど、制度上の問題点を指摘する声もあがっています。

8 就労移行支援…一般企業などへの就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うもの。

## 【施策の方向】

### ①雇用の促進

一般企業等への就職を希望する人に対して、一定期間、一般企業への雇用の支援を行う就労移行支援を推進し、それぞれの人に合った職場探しを支援します。

本人の特性に応じた職域の開発や就労実習の場を拡大するため、公共職業安定所などと連携を図り、障がいのある人の試行雇用などに関わる取り組み（障がい者トライアル雇用）を促進するとともに、<sup>9</sup>ジョブコーチ制度などを活用し、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを進めます。

9 ジョブコーチ制度…障がい者を対象とした就労支援制度の一つ。障がい者が一般就労をするにあたり、就職や職場への適応が円滑に行われるように、職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場を訪問し、障がい者と企業の双方に助言・援助を行う。また、職場の同僚・上司、障がい者の家族に対しても助言を行うもの。

### ②就労支援体制の充実

公共職業安定所等と連携を図り、就労移行支援から就労後のフォローまで、一貫した適切な相談・助言に努めます。

公共職業安定所との連携のもと、企業や事業主に対して、各種助成制度の周知及び活用の促進を図り、障がい者雇用に係る情報提供及び助言に努めます。

一般就労は困難であるが就労を希望している障がいのある人が、それぞれの障がいの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業所など障がいのある人の働く場の確保に努め、福祉的就労への支援を行います。

平成25年4月に「障害者優先調達推進法」が施行され、行政機関は物品や役務などを障がい者作業所等から優先的に調達することとなっています。小城市でも、毎年調達方針を策定し、就労者の工賃アップに寄与していきます。

## 4 すまい・生活環境の整備

### 【現状と課題】

アンケートによると、身体に障がいのある人は、歩道や通路、建物の段差や障害物などのハード面での障害物が原因で外出できない人が多いという結果が出ています。また、障がい者用駐車場が不足しているという意見も見られました。さらに、障がいのある人にとって、住まいで困っている場所としては、トイレ、浴室、玄関などという結果が出ています。

外出時や公共施設の利用時、お店での買い物時、イベントへ参加した際などに、障がいのある人がバリアを感じることもあり、生活や活動の妨げになっています。

また、施設入所から地域への生活の場の移行が進む中で、将来的な居住場所（自宅、施設、グループホームなど）の確保に対する不安も聞かれます。障がいのある人を含むすべての人が、ゆとりある生活を営むための住宅環境の充実が求められています。

障がいのある人の社会参加を促進し、その能力を十分に発揮できるようにするためには、バリアを取り除き、誰もが安心して生活できる住みよいまちづくりを進める必要があります。

### 【施策の方向】

#### ①住環境の整備

障がいのある人の地域生活を支援し、住環境の改善を進めていくため、近隣住民の理解を関連事業者等にも協力を求めながら、グループホームなどの整備・確保に努めます。

また、障がいのある人が地域で安心して快適な生活を送れるよう、市営住宅等については、ユニバーサルデザインを取り入れた住環境の整備を図り、利用の際の適切な支援に努めます。

公共施設や設備についても、障がいの有無に関わらず、すべての方に使いやすい多目的トイレ、エレベーター、スロープの設置や段差の解消等を図り、バリアフリー化を推進します。

#### ②道路・公園等の整備

すべての人が安全かつ住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物、公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、市民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。

安全な歩行空間が確保できるように、歩道の設置、段差・傾斜の解消、白線などの誘導ラインや点字ブロックなど、幹線道路を中心とする道路環境の改善に努めます。

道路標識、案内板の改良や音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関と協議しながら推進します。

障がい者用駐車場について、多くの人が利用する場所や施設などを中心に、パーキングパーミットが導入されているところが増加しました。今後も安定的な確保と適切な利用の促進を図ります。

### ③移動・交通手段・外出手段の確保

障がいのある人の外出や、移動の利便性を高めるため、<sup>10</sup> 移動支援や <sup>11</sup> 同行援護など移動に関するサービスの充実を図ります。

また交通弱者の移動を支援するために、市内を運行する巡回バスの利用の促進を図るとともに、タクシー券や <sup>12</sup> 福祉有償運送、高速道路の料金割引制度等の利用促進を図り、移動の利便性向上に努めます。

10 移動支援…屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促進するもの。

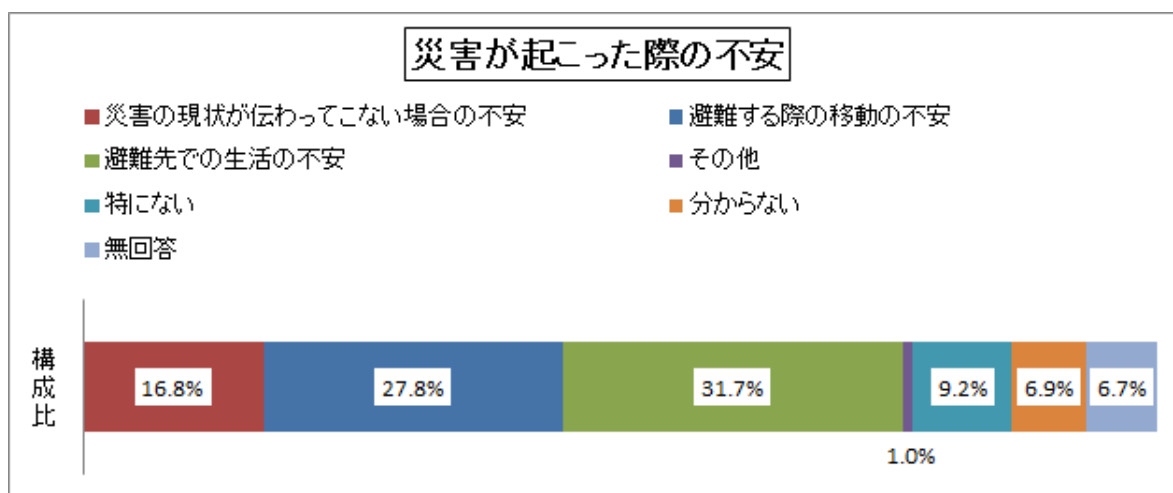
11 同行援護…視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの。

12 福祉有償運送…NPO等が自家用自動車を使用して、公共交通機関の利用ができない移動困難な身体障がい者や要介護者等の移送を行うもの。

## 5 防災・防犯対策の充実

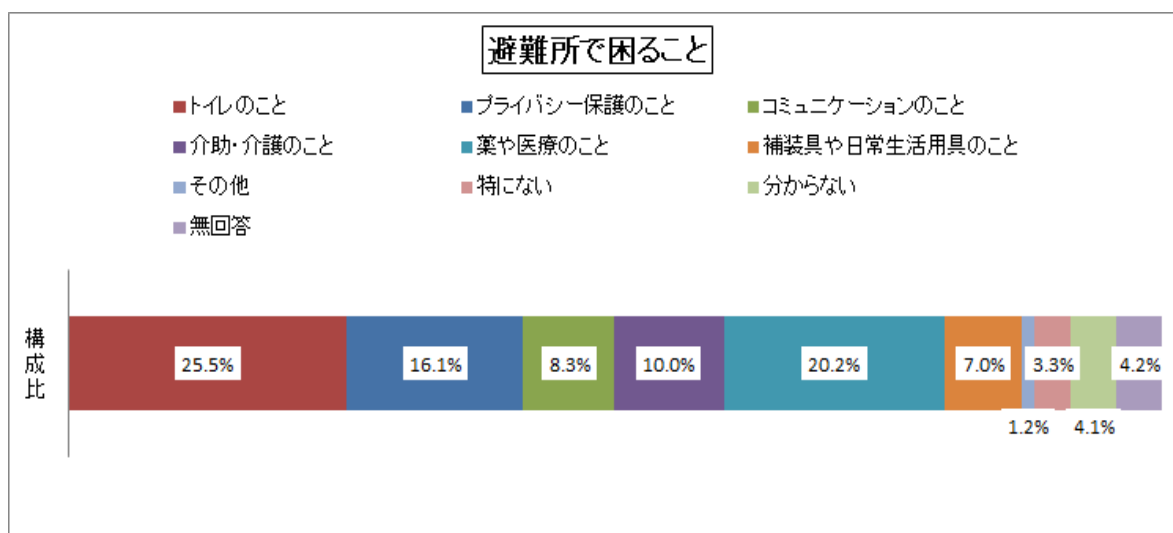
### 【現状と課題】

アンケートでは、災害が起こった際、避難先での生活の不安が 31.7%と最も多く、次いで避難する際の移動の不安が 27.8%、災害の現状が伝わってこない場合の不安が 16.8%となっています。



資料：小城市障がい者計画アンケート（平成 28 年）

避難所で困ることは、トイレの心配が最も多く 25.5%、次いで薬や医療についてが 16.1%と多くなっています。また、知的障がいのある人は、コミュニケーションに不安を感じている人の割合が多くなっていました。



資料：小城市障がい者計画アンケート（平成 28 年）

## 【施策の方向】

### ①災害時・緊急時対策の充実

「小城市避難行動要支援者支援台帳」に基づき、区長、消防団や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、災害時の安否確認や、避難対応を迅速に行えるように、障がいのある人の把握を進めるとともに、関係機関と連携してネットワークを構築し、防災対策の充実を図ります。

しかし、災害時要援護者対策の充実を図るには、個人情報保護の問題にも関わるため、本人や家族等の理解を得ることが課題です。

また、本人も含めた家族や学校、事業所、近隣住民等の支援者に対し、防災について学ぶ機会を充実させるとともに、定期的な訓練の実施や避難所の情報提供、福祉避難所の確保を進めます。

災害はいつどんな形で起きるか予測できるものではないため、すべての人が日常生活の中で常に災害を意識し、準備しておくことが重要です。

### ②防犯対策の充実

障がいのある人が悪質商法の被害に遭わないように、消費生活相談センターと連携を図り、その手口などの情報提供を行うとともに、防犯意識の啓発を図ります。

障がい者の施設等に対し、不審者の侵入等を防ぐなど防犯対策の充実について、指導を行っていきます。

## 6 保健・医療・リハビリテーションの充実

### 【現状と課題】

障がいの早期発見に努め、適切な治療を開始し、早期療育につながるためには、乳幼児健診や保健師による相談対応、障がいの一因となる生活習慣病予防の充実を図ります。

アンケートでも、約半数が医療機関への受診を行っているという結果が出ています。

また、障がいのある人の地域生活移行の推進には、日常的な介護にあたる家族への支援が必要です。家族の負担軽減のためにも、専門的な医療の確保や関係機関との連携を図ります。

### 【施策の方向】

#### ①保健・医療サービスの充実

障がいのある人の心身の状態に応じて、適切な個別相談や、医療機関受診につなげる体制の充実を図り、総合的な健康づくりに対する支援を図ります。

乳幼児健診において、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいが発見された場合には、療育相談や療育指導を充実し、適切な治療や指導、訓練により障がいの軽減を図ります。

医師・保健師・看護師など、保健・医療に関わる人との連携を推進するとともに、地域における保健・医療サービス体制の整備を図ります。また、救急医療体制の整備や、市内だけでなく近隣自治体や県との連携を図ります。

#### ②障がいの原因となる疾病の予防・早期発見

庁内関係課との連携を図りながら、保健分野におけるフォロー体制の充実に取り組み、栄養指導などの適切な保健指導の推進を図ります。

在宅で生活している障がいのある人には、生活習慣病や疾病予防のため、各種検診の充実を図り、受診しやすい体制の確保に努めます。また、検診後も、家庭での健康管理についての指導など、個人の健康状態に応じたフォロー体制の充実に努めます。

#### ③リハビリテーション体制の充実

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、一人ひとりの状態に合わせた適切なりハビリテーションを実施できるよう、専門的な知識を持つ人材の確保に努めるとともに、関係機関と連携を図り、リハビリテーション体制の充実に努めます。

## 7 差別の解消と権利擁護

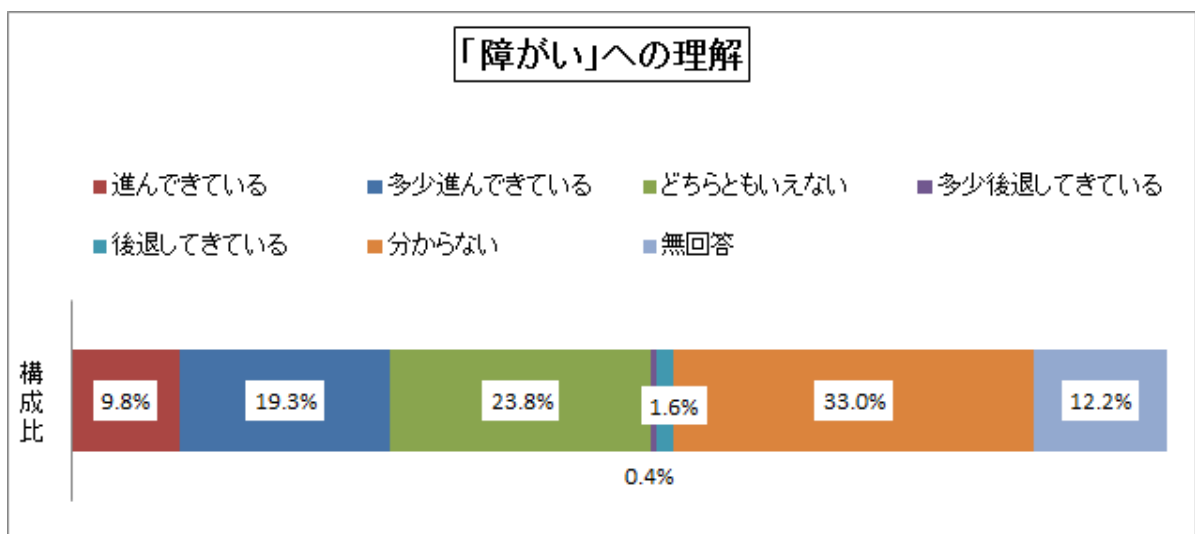
### 【現状と課題】

平成 24 年 10 月から障害者虐待防止法において、虐待発見時の市町村通報が義務化されたり、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障がい者に対して合理的配慮を行うことが求められるなど、障害のある人もない人もその人らしい生活ができるような社会づくりを目指す方向性が打ち出されています。

障がい者が住み慣れた地域で生活を送ることができるように、病院や施設からの移行支援が進んできており、障がい者との交流の機会は多くなっています。しかし、依然として障がい者に対する偏見や理解不足により、差別的な言動を受けるケースも少なくないようです。

また、全国的な高齢化の進行に伴い、本市における障がい者自身やその家族の高齢化が見込まれています。親亡き後の知的障がい者、精神障がい者など判断能力が低下している方に対する権利擁護に関する制度利用を促進する必要があります。

アンケートによると、障がいへの理解は 5 年前と比較し、進んできている（9.8%）と多少進んできている（19.3%）を合わせて 29.1%となっています。



資料：小城市障がい者計画アンケート（平成 28 年）



## 【施策の方向】

### ①広報・啓発活動の推進

「障害者週間」(12月3日から12月9日)や「人権週間」(12月4日から12月10日)「発達障害啓発週間」(4月2日から4月8日)に合わせ、市民向け啓発イベント・講演会の実施、事業所や団体などが実施する交流会への参加促進を進めます。

また、広報誌、ホームページやパンフレット等を活用し、障がいに対する理解・啓発を継続的に進めることで、互いに支え合うまちづくりについての意識の醸成を図ります。

「障がい者週間」(12月3日から12月9日)や「人権週間」(12月4日から12月10日)などで、発達障がいを含めた障がいについての理解、または、障がいのある人に対する理解を深めるため、啓発事業や講演会の開催などで障害者総合支援法等の周知に努めるなど、広く啓発・広報活動に取り組みます。

### ②権利擁護の推進

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、地域での生活を支援することができるように、成年後見制度の普及・啓発を図ります。

障がい者虐待については、障害者虐待防止法に基づき、小城多久障害者相談支援センター内に障害者虐待防止センターを配置し、虐待防止と早期発見、虐待が発生した場合の速やかな対応ができるよう関係機関と連絡調整を行っています。センターとの協力体制・支援体制をさらに強化し、市民への啓発活動も進めていきます。

また、平成28年4月より障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の義務化など、行政に対し差別解消に対する取り組みが強化されました。職員対応要領を作成し、全庁的に差別解消への働きかけを進めます。

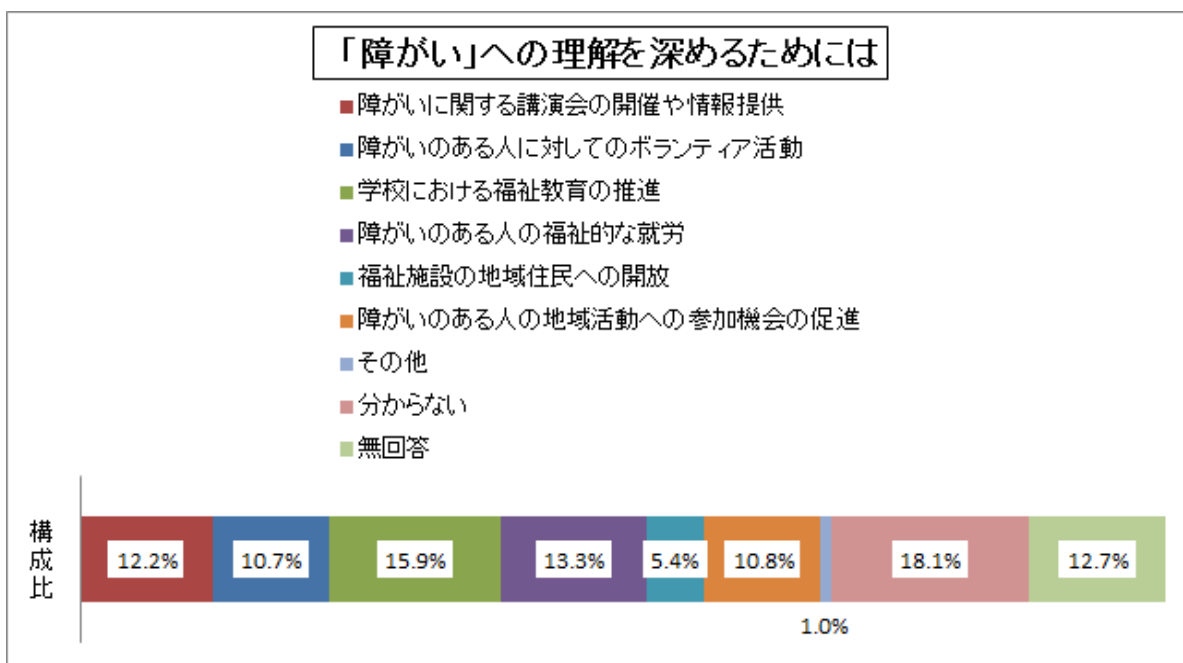
## 8 地域の理解と協力の推進

### 【現状と課題】

障がい者の施策の多くは、住み慣れた地域で生活できることを前提として作られています。

しかし、家族や友人など身近な人たちだけでなく、地域住民からの障がいに対する理解と協力がなければ、その生活は豊かなものとは言えません。

アンケートによると、障がいに対する市民の理解を深めるためには、学校における福祉教育の推進(15.9%)が最も多くなっており、次いで障がいのある人への福祉的な就労(13.3%)、障がいに関する講演会の開催や情報提供(12.2%)となっています。



資料：小城市障がい者計画アンケート（平成 28 年）

## 【施策の方向】

### ①福祉教育等の推進

子どもの頃から障がいや障がいのある人に対する正しい知識を持てるよう、小・中学校における「総合的な学習の時間」やクラブ活動などを活用しながら、福祉教育を推進するとともに、研修会や交流の機会を通じて障がいに対する理解を深めます。

障がいに関する講座や学習会などを通じて、多様な学習メニューを整備し、地域住民に対して福祉教育の浸透を図ります。

また、車いすに試乗する機会を提供するなど、障がいのある人の不便さ、生活のしづらさを疑似体験することにより、理解を深める機会の確保・拡充に努めます。

### ②ボランティア活動の支援

障がい者の日常生活や社会参加の支援は、行政のみならず、地域住民やボランティア、NPO団体等がその役割を担っています。

ボランティア育成のための講座や、研修等の内容の充実を図るとともに、市民が積極的にボランティア活動に参加しやすい機会の拡充や、環境の整備に努めます。

また、ボランティア団体やNPO団体を育成するため、活動に対する支援を充実するとともに、団体間の情報共有など交流の機会を提供し、ネットワークの充実を図ります。

### ③コミュニケーション支援の充実

障がいのある人とのコミュニケーションを支援する事業を充実させていくとともに、人材の養成・確保を図り、手話、要約筆記、点字などボランティアサークルの協力を得ながら、障がいのある人の外出や社会参加の支援を行います。

特に、平成35年には佐賀県において全国障害者スポーツ大会が実施される計画であり、障がいのある人もない人もスムーズにコミュニケーションが図れるよう、毎年手話奉仕員養成講座を開催し、手話ができる人の裾野を広げていきます。

## 9 地域参加・生きがいづくり

### 【現状と課題】

地域で活動する場所や集いの機会が少ないため、家に引きこもりがちな障がいのある人が多くみられます。

障がいのある人が地域や社会に参加していくために、地域に就労の場を増やしたり、文化やスポーツなどさまざまな活動に参加できるようなイベント、講座などの開催を企画・発信することが重要です。

また、外出支援や移動支援、コミュニケーション支援などに対し、地域により多くのボランティアが存在し支援することで、障がいのある人が地域へ出ていく機会を増やします。

### 【施策の方向】

#### ①スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

スポーツイベントや生涯学習教室・講習会といった文化活動などについて、障がいのある人も参加できるようなプログラム内容を検討し、障がいのある人が取り組みやすい活動の紹介など、各種活動の普及・充実を図ります。また、スポーツ・文化活動における指導者の育成・確保に努めるとともに、ボランティアなどの人材育成を図ります。

さらに、障がいのある人がスポーツ・文化活動に参加しやすいよう、段差の解消や多目的トイレの設置など、障がいのある人の利用に適した施設の整備充実を推進します。

#### ②地域でのふれあいの場の充実

障がいのある人と地域住民との交流を活発にし、地域における日常的な関わり合いの中で暮らしていくことができるよう、障がいのある人とのふれあう機会や、場の充実を図ります。

地域のイベント・行事等の開催にあたっては、障がいの有無に関係なく気軽に参加できるよう工夫に努め、相互交流を促進するとともに、障がいの特性や障がいのある人に対する理解の促進を図ります。また、障がいのある人たちの開催するイベントなどに、地域住民がともに参加できるような仕組みについても取り組んでいきます。

#### ③障がい者諸団体活動への支援

障がい者諸団体の各種活動の周知や活性化につながるよう、支援の充実を図ります。

また、小城多久障害者総合支援協議会の部会のひとつである当事者部会への参加について、より多くの方に参加してもらい、当事者の意見を聞いたり、障がい者団体間による交流の機会を作ります。

## 第5章 計画の推進体制

## 1 関係機関・団体との連携

障がい者福祉施策の推進のために、保健・福祉分野以外の関係機関・団体などの幅広い範囲にわたって連携を図り、総合的かつ効果的に計画を進めます。

また、「小城多久障害者総合支援協議会」などの場を利用し、関係機関・団体などとの情報共有を図りつつ、地域における総合的な支援体制のネットワークを構築します。

## 2 広域的連携

市内だけでは提供が難しいサービスについては、小城・多久圏域をはじめ、県や近隣市町と連携を図り、広域的に供給量を確保していきます。

小城・多久総合支援協議会の場を活用して情報共有を行い、適切なサービス提供体制を確保します。

また、今後の障がい福祉関連法の改正に対応していくため、国や県と情報を共有しながら施策を展開していきます。

## 3 庁内関連機関相互の連携

本計画は、「障がい」や「障がいのある人」についての啓発やサービス提供の総合的な推進のため、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、防災など、多岐にわたる分野にも関わる計画として位置づけられます。そのため、計画の推進においては、庁内関連機関とも相互に連携し、積極的に事業を進めます。

本計画や、計画に関する情報等について、ホームページや広報等で市民への情報提供を行い、障がいのある人やその家族が利用しやすい環境づくりを推進します。

## 資料編

## 第2次小城市障がい者計画策定懇話会委員名簿

(順不同・敬称略)

	役職	氏名	所属団体・職名
1	委員	下村 仁司	小城市身体障害者福祉協議会会長
2	委員	永田 加代子	小城市手をつなぐ育成会
3	副会長	深村 徹	小城・多久地区精神障害者家族会 きよみずの会会長
4	委員	佐々木 康啓	小城・多久障害者相談支援センター相談員
5	会長	古川 善己	社会福祉法人 大空福祉会 ワークピア天山施設長
6	委員	池田 信亮	特定非営利活動法人 信 理事長
7	委員	山口 一行	総合福祉センター 佐賀県身体障害者更生相談所 障害者支援課長
8	委員	本村 正信	小城市教育委員会 学校教育課長



## 市民意向の把握

### ①障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査の活用

調査対象者	平成 28 年 9 月 1 日現在、小城市に居住している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患（難病）医療受給者証所持者 ※市外障害者施設に入居の者も含む
調査期間	平成 28 年 10 月 7 日～平成 28 年 10 月 31 日
調査方法	調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収

#### 配布

	配布数
身体障害者手帳所持者	1,596 名
療育手帳所持者	259 名
精神保健福祉手帳所持者	140 名
特定疾患（難病）医療受給者証所持者	5 名
合 計	2,000 名

#### 回収結果

配布数	回収数	回収率
2,000 通	1,025 通	51.25%

### ②障害福祉サービス提供事業所への聞き取り調査の実施

聞き取り対象	小城市内で障害福祉サービスを提供している事業所 23 か所
聞き取り期間	平成 28 年 10 月上旬～11 月中旬
聞き取り方法	障がい者支援係職員訪問による聞き取り

### ③パブリックコメントの実施

第 2 次小城市障がい者計画（案）について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	平成 29 年 2 月 20 日（月）～平成 29 年 3 月 6 日
------	-------------------------------------

## 計画策定の経過

期 日	内 容
平成 28 年 9 月 16 日	小城市障がい者計画策定懇話会（第 1 回） ・ 委員長、副委員長選出 ・ 第 2 次策定の概要 ・ 第 1 次計画の実績報告
10 月 7 日～10 月 31 日	障がい者計画アンケート調査実施
10 月上旬～11 月中旬	サービス提供事業所への聞き取り調査の実施
11 月 29 日	小城市障がい者計画策定懇話会（第 2 回） ・ 障がい者計画アンケートの報告 ・ 事業所聞き取り調査の報告
平成 29 年 2 月 2 日	小城市障がい者計画策定懇話会（第 3 回） ・ 第 2 次計画素案の説明及び内容検討
2 月 20 日～3 月 6 日	パブリックコメントの実施
3 月 日	小城市障がい者計画策定懇話会（第 4 回） ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 第 2 次計画最終案の検討
3 月 日	第 2 次小城市障がい者計画 市長への報告

## 第2次小城市障がい者計画

---

発行年月：平成29年3月

発行：佐賀県 小城市

編集：小城市 福祉部 高齢障がい支援課

〒845-0021 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2  
TEL：0952-37-6108 FAX：0952-37-6162